

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	養父市

養父市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 養父市産業環境部環境推進課
所在地 兵庫県広谷 250 番地 1
電話番号 079-664-2033 (直)
FAX 番号 079-664-1758
メールアドレス kankyou@city.yabu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ（以下、「シカ」という。）イノシシ、ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）ヌートリア、アライグマ、ニホンザル（以下、「サル」という。）アナグマ、タヌキ、ハクビシン、カラス、カワウ、サギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	養父市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

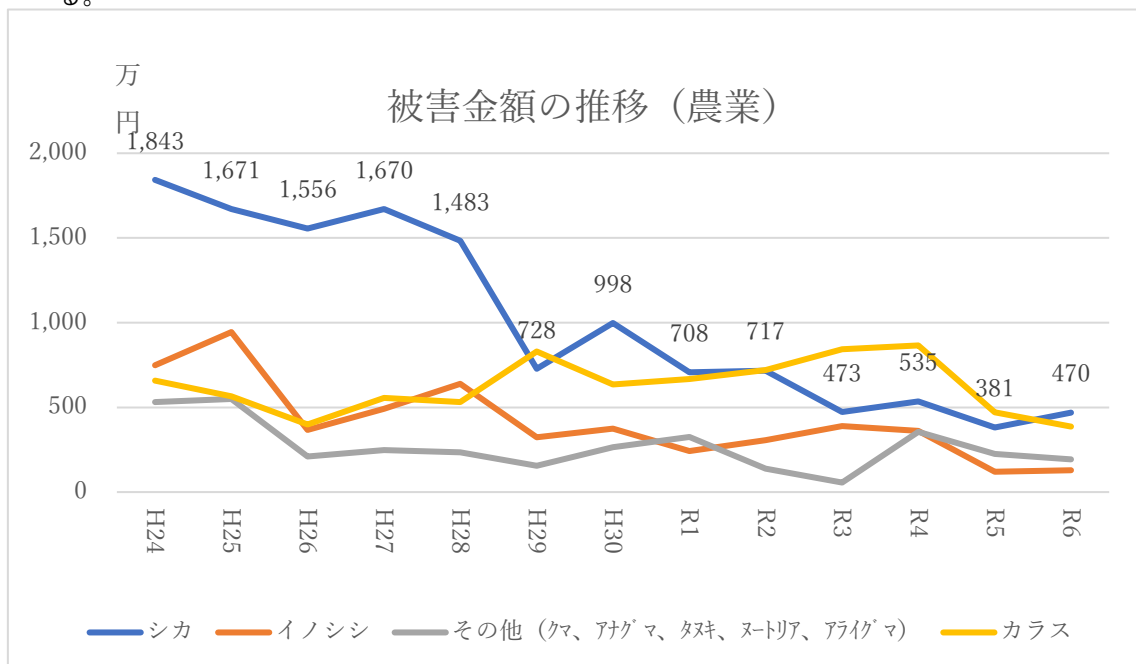
(1) 被害の現状（令和6年度）

◆農業被害

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	水稲、豆類、イモ類、野菜、果樹、飼料作物	4,698千円 1.7ha
イノシシ	水稲、豆類、イモ類、野菜、果樹、飼料作物	1,289千円 0.8ha
クマ	果樹（カキ、クリ、ナシ、ブドウ）	1,633千円 0.7ha
ヌートリア	水稲、野菜、果樹	102千円 0.1ha
アライグマ	イモ類、野菜、果樹	192千円 0.1ha
カラス	野菜、果樹、飼料等	3,867千円 1.5ha
その他獣種	水稲、イモ類、野菜、果樹	1,870千円 0.3ha
計		13,651千円 5.2ha

【農会長アンケート調査から】

※ 届出・報告のない数字は把握が困難なため、潜在的にはこれ以上の被害があると推測される。



◆ 林業被害

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	造林木等	11,150 千円 5.0 ha

【森林組合聞き取り調査から】

※ 森林組合が把握している数値のみのため、潜在的にはこれ以上の被害があると推測される。



◆ 水産業被害

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カワウ、サギ	アユ等	

◆ 生活環境被害

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
サギ	糞尿による木枯れ、生活環境、衛生面での被害	

(2) 被害の傾向

1 シカ

県のニホンジカ管理計画に基づく捕獲目標を達成するための取組により生息数が減少していることと、侵入防護柵の効果的・計画的な整備から、近年の被害額は、若干の減少傾向であるものの、依然として高い水準である。

農業被害は、水稲、豆類、イモ類、野菜、果樹、飼料作物等の作物全般で4月から11月にかけて市内全域で発生している。農作物の食害に加え、侵入に伴う農作物の踏み荒らしにより被害が広範囲に及ぶことから農家の営農意欲を減退させ、山裾・急峻地等の条件不利地での耕作放棄地の増大へと繋がっている。

林業被害は、減少傾向にあったが、大雪等の自然災害により防護柵が破損し、被害が増加するケースも生じている。主な被害は、スギ等の苗木食害や壮齢木

の皮剥ぎ等の被害である。

2 イノシシ

県のイノシシ管理計画に基づく捕獲目標を達成するための取組に加え、豚熱の発生により生息数が減少していることと、侵入防護柵の効果的・計画的な整備から被害額は減少傾向であるが、年間を通して水稻、豆類、イモ類、野菜、果樹、飼料作物等の作物全般で被害が市内全域で発生している。

農作物に対する直接被害以外に、雑食性であることからミミズ等の捕食のために田畑の畦畔・法面の掘り返し被害や、金網の食い破り等の防護柵の破壊行動が多発し、その復旧に係る労務は農家の大きな負担となっている。

3 クマ

カキ、クリ、ナシ、ブドウなどの果樹の被害が市内全域で発生している。農業被害は、近年横ばいの傾向である。クマの出没は、堅果類の豊凶作と相関があり、令和6年度の凶作の年は、大量の出没があった。令和7年度は豊作の年となり出没が少なかったものの、夕方から朝方にかけて集落内への出没が今後も懸念されるため、地域住民の不安感は年々増大し、非常に大きな問題となっている。人的被害への懸念、恐怖感など地域住民には精神的被害が深刻であることから、令和7年9月から鳥獣保護管理法が改正され、人の日常生活圏に出没し、住民に危害が及ぶ恐れがある場合等には、緊急銃猟により市の権限で捕獲することができるようになった。

4 ヌートリア・アライグマ・その他獣種（アナグマ・タヌキ、ハクビシン、サル）

年間を通して市内全域で果樹、野菜等の農作物への被害が発生し、アナグマ等の小動物については、近年被害が少なくなったものの横ばい傾向である。アライグマ等は農業被害だけでなく人家に侵入するなど、家屋への被害も報告され、十分な警戒が必要である。

サルは、ハナレザルが市内各所で目撃されている。果樹、野菜等の被害が発生している。民家への侵入等の生活環境被害も発生している。

5 カラス

年間を通して市内全域で被害が発生している。カラス専用捕獲檻による捕獲により近年の被害額は、若干減少しているものの、依然として高い水準である。果樹、野菜等の農作物被害だけでなく、飼料等の食害も見られる。被害は果樹園を中心にして、民家の近くの菜園、畜舎にまで広がっている。

6 カワウ

年間を通して市内を流れる円山川本流、円山川支流の大屋川、八木川で生息が確認されている。円山川漁業協同組合から、6月のアユ放流後から11月の落ちアユの時期まで被害が続き、魚数減少や釣り客の減少が懸念されるとの報告があり、内水面漁業に影響が出ている。

7 サギ

5月から6月にかけて水稻の移植時期に、苗の踏み荒らし被害が発生している。3月から8月まで市内数か所にコロニーを形成し、糞尿による木枯れや鳴き声による騒音など生活環境、衛生面での被害が発生している。また、円山川漁業協同組合から、内水面漁業への影響も報告されている。

(3) 被害の軽減目標

被害の最も多いシカ対策を重点的に行い、被害金額、被害面積ともに 30%の軽減を目指す。

指標	現状値（令和 6 年度）		目標値（令和 10 年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
シカ（農業）	4,698 千円	1.7 ha	3,289 千円	1.2 ha
シカ（林業）	11,150 千円	5.0 ha	7,805 千円	3.5 ha
イノシシ	1,289 千円	0.8 ha	902 千円	0.6 ha
クマ	1,633 千円	0.7 ha	1,143 千円	0.5 ha
ヌートリア	102 千円	0.1 ha	71 千円	0.1 ha
アライグマ	192 千円	0.1 ha	134 千円	0.1 ha
カラス	3,867 千円	1.5 ha	2,707 千円	1.1 ha
カワウ、サギ	魚数減少		魚数回復	
その他獣種	1,870 千円	0.3 ha	1,309 千円	0.2 ha

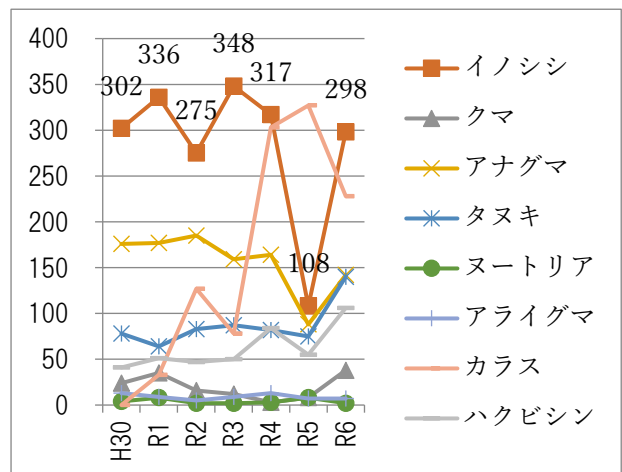
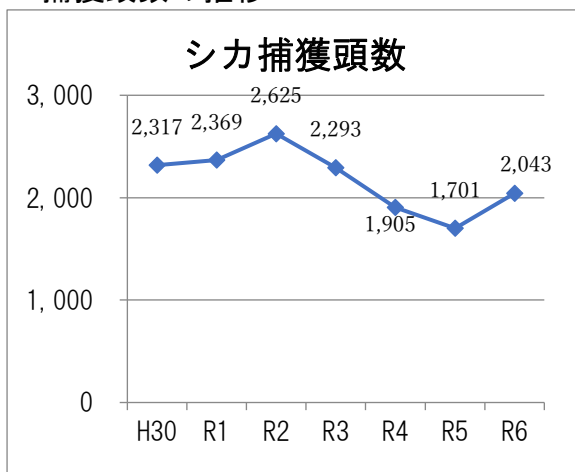
(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>兵庫県猟友会養父支部（以下「猟友会」という。）と委託契約を締結し、銃器、箱わな、くくりわな等による捕獲及び追払いなど地域の被害状況及び捕獲要望に基づき、捕獲活動を実施する。</p> <p>[シカ・イノシシ]</p> <p>春、秋の 2 回、市内全域を対象とした銃器による一斉捕獲活動を実施するほか、4 名以上の小班による捕獲活動を年間を通して実施する。</p> <p>農作物被害の状況や地域からの捕獲要望により箱わな、囲いわな、くくりわな等を用いた捕獲を行う。</p> <p>市単独事業による箱わな、囲いわなを農会等が設置し、猟友会が捕獲活動を実施する。</p> <p>捕獲した個体は、可能な限り食肉、ペットフード利用を推進するが、できないものは猟友会と農会等の協力により埋設処分を行う。</p> <p>兵庫県立総合射撃場で安全講習会及び射撃技能検定を実施し、捕獲技術の向上を図る。</p>	<p>農作物の被害は、減少傾向であるものの、依然高い被害の水準であり、捕獲圧を維持していく必要がある。</p> <p>会員の高齢化により会員の減少が進み、新規狩猟者（猟友会員）の確保と狩猟技術・捕獲技術の次代への継承が課題である。</p> <p>銃猟に関する狩猟免許所持者の新たな後継者が育成されず、銃所持者の高齢化と会員の減少のため、小班体制の存続が懸念される。</p> <p>会員の高齢化を補うため、ICT 等を活用した捕獲システムを構築する必要がある。</p> <p>県・市の財政がひっ迫する中で、捕獲に要する財源確保が課題である。</p> <p>シカ肉を有効活用するため、シカの捕獲後の処理先を確保するシカ肉処理加工施設の充実が必要である。</p> <p>ヤマビルの生息数増加や生息地域の拡大により、特に活動期である</p>

	<p>新規会員確保のため、射撃場見学会、狩猟者獲得イベントを開催する。また、狩猟免許等新規取得支援奨励金を交付する。</p> <p>[クマ]</p> <p>県のツキノワグマ管理計画に基づき、防御、追払いをしても効果が期待できない場合は、導入した捕獲檻で有害捕獲を実施する。個体は、捕獲者が適正に処理する。</p> <p>[アナグマ、タヌキ、ヌートリア、アライグマ、ハクビシン]</p> <p>小型捕獲檻（箱わな）を導入し、地域の要望により貸し出し、猟友会が捕獲活動を実施する。</p> <p>[カラス]</p> <p>カラス専用捕獲檻を導入し、地域の要望により貸し出し、猟友会が捕獲活動を実施する。</p> <p>[サル]</p> <p>集落が主体となって爆竹・パチンコ等による追払いを実施する。住居等に居ついた個体は、導入した捕獲檻で有害捕獲を実施する。</p> <p>[カワウ]</p> <p>円山川本流は、但馬内の市町が協力して広域捕獲を実施する。支流は、市が猟友会の協力を得て捕獲活動を実施する。</p> <p>[サギ]</p> <p>ドローン、爆竹等による追払い、巢の撤去、捕獲を実施する。</p>	<p>夏場の山中での駆除活動の意欲減退がある。</p> <p>イノシシの緊急銃猟に対応した体制整備をする必要がある。</p> <p>集落内にある放任果樹（カキ、クリ）を求めて集落内にクマの出没が増加している。</p> <p>緊急銃猟に対応した体制整備をする必要がある。</p> <p>農業被害にとどまらず、住居侵入などが増加している。</p> <p>カラス被害は、若干減少しているものの、依然高い被害の水準であり、早急な対策が必要である。</p> <p>市内に出没するサルは、ハナレザルのため、移動範囲が広く出没地域が特定できない。</p> <p>カワウは、生息場所が河川域であるため、銃猟できる場所が限定的である。また、高度な射撃技術が求められる。</p> <p>サギの生息数の増加により水稻移植時期の踏み荒らし被害が多発している。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>国・県事業、市単独事業（補助率50%、ワイヤーメッシュ柵で300m以上の場合80%、災害の場合90%）による侵入防護柵事業を実施し、地域の特性に合わせ、ワイヤーメッシュ柵、電気柵等を計画的に設置する。</p> <p>[R4実績]</p>	<p>市内全域に防護柵の整備が進んできたが、今後、耐用年数を経過したワイヤーメッシュ柵の整備に対する助成制度が求められている。</p> <p>防護柵を利用して捕獲柵を効果的に設置し、捕獲と一体化した取組をする必要がある。</p> <p>積雪地域であるため、金網等の損</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤーメッシュ柵 L= 2,755m ・電気柵 L= 605m ・ノリ網 L= 107m <p>[R5実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤーメッシュ柵 L= 7,614m ・電気柵 L= 865m <p>[R6実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤーメッシュ柵 L= 7,156m ・電気柵 L= 966m <p>防護柵設置後は、地元で管理を行う。</p> <p>クマ、サル、サギ等を追払うため、ドローン講習、轟音玉研修を受講する。</p>	<p>傷が激しく、積雪の多い年では支柱ごと折れ曲る事例が発生し、補修が必要となり、地域の過疎化、高齢化、資金不足が深刻な課題である。</p> <p>鳥害を効果的に防ぐ手法を確立する必要がある。</p> <p>クマの追払いは、実務者の安全確保はもとより周辺の住民の安全確保が重要であるため、追払いの方向等の調整が必要である。</p> <p>サギ等を追払っても別の場所にコロニーを作成する。</p>
<p>生息環境管理 その他の取組</p>	<p>県単独事業の県民緑税を活用した野生動物共生林整備事業、森林環境税(譲与税)を活用した養父市環境保全型森林整備事業補助金により、バッファゾーン（見通しの良い地帯）の設置を行い、人と野生動物の棲み分けに取り組む。</p> <p>クマを集落に寄せ付けないよう、放任果樹の伐採を実施する。</p>	<p>防護柵と山林の間に緩衝帯を設けるなど、加害鳥獣が出没しにくい環境をつくと同時に、維持管理を容易にする必要がある。</p> <p>所有者不明な放任果樹など、手を付けられないケースがある。</p>

・ 捕獲頭数の推移



(5) 今後の取組方針

防護と捕獲を組み合わせた従来対策に加え、養父市野生動物被害対策推進協議会において、高齢化や人口減少が進む中においても、獣害対策を効果的継続的に進めていくため、ICT 技術とデータに基づく効率的な捕獲や追払い、集落点検を行う。また、県関係機関と連携し、被害状況や生息状況、捕獲情報など獣害対策における様々なデータを地図上で一元管理した獣害対策 GIS の活用を促進し、獣害に強い地域づくりを進める。

1 個体数管理

県の第3期ニホンジカ管理計画に基づく個体数管理目標である SPUE（1人の狩猟者が1日に目撃したシカの頭数の平均値）1.0以下を目指し、猟友会の協力の下に各年度の捕獲目標を定めて捕獲を実施する。直近の SPUE（令和5年11-12月）が2.10である養父市においては、引き続き、捕獲を強化していく。

2 捕獲にかかる担い手確保・育成と体制の整備

兵庫県立総合射撃場の活用や市独自の補助制度により、地域と連携して被害対策や捕獲に取り組む多様な捕獲者の確保・育成を推進し、適切な捕獲体制の整備に努める。

(1) 担い手の確保・育成

狩猟にかかるイベントを開催することで狩猟の魅力を PR し、これまで関心がなかった者が狩猟に触れる機会を創出するとともに、わな猟免許、銃砲所持許可を取得した者に狩猟免許新規取得支援奨励金を交付することで狩猟者確保に努める。また、兵庫県立射撃場が実施する有害鳥獣捕獲者（カラー）育成プロジェクト事業の中級講座を修了した者には、免許取得等に要した経費の一部を助成する。

(2) 捕獲体制の整備

狩猟者不足を見据え、ICT 機器の導入など捕獲効率を高めるための捕獲方法を確立する。

3 被害防除

農業被害の早期軽減を目指し、県、市町、関係団体が連携して、地域住民の主体的な被害対策への取組を進めるとともに、林業被害については、今後の主伐再造林を見通したシカ被害防除手法について検討し、普及を図る。

周辺集落とも連携した農地を効率的に防護する形態の防護柵の設置を進める。防護柵の設置に当たっては、被害の特に多いシカ、イノシシの両方に対応可能な構造を基本として設置する。

潜み場となる藪の刈り払いなどの集落環境の改善や、野菜くずの放置など餌付け行為をしない意識づけのための注意喚起を進め、可能な限り追払い等を行う。

4 生息地管理

(1) 野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林の育成を目指し、広葉樹林の保全・復元や、スギ・ヒノキ等人工林の混交への誘導などを図る。この一環として、県民緑税を活用して「野生動物共生林整備」や「針葉樹林と広葉樹林

の混交整備」を進める。また、獣害対策にも繋げることをねらいとして、地域住民が行う「住民参画型森林整備」を支援する。

(2) クマ等を寄せ付けないために放任果樹の伐採に取り組む。

5 捕獲個体の有効活用

シカ等の捕獲後の処理先を確保することで新たな猟友会員の増員を図り、捕獲の強化により農林業被害の低減を図る。現状のジビエ率約 12% (249 頭 / 2,043 頭、R6.4~11 有害期間実績) を向上させるべく、猟友会等と連携を図り、民間のシカ肉処理加工施設を支援する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会と有害鳥獣駆除活動等に関する委託契約を行い、被害状況・獣種に応じ、捕獲班を編成し、銃器、箱わな、囲いわな、くくりわな等の捕獲活動を実施する。

市職員及び猟友会員で鳥獣被害対策実施隊を構成し、隊員の中で狩猟免許所持者が捕獲活動（クマ等の緊急銃猟を含む。）を実施する。

農会等所有の箱わな、囲いわなについては、農会等が餌やり、見回りを実施し、猟友会員が捕獲等の処理を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～10年度	シカ、イノシシ	<p>1 捕獲機材の導入 箱わな、囲いわな等の捕獲機材を増設・更新する。ICTを活用した効率的、効果的な捕獲方法を確立する。</p> <p>2 鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保 狩猟免許取得等について広報誌、HP等で広報・周知し、狩猟免許等新規取得支援奨励金を交付することにより猟友会員の増員を図る。 兵庫県立射撃場が実施する有害鳥獣捕獲者（カラー）育成プロジェクト事業の中級講座を修了した者に免許取得等に要した経費の一部を助成する。 集落内での狩猟免許（わな）取得を推奨し、集落で餌やり、見回りなど一連の捕獲作業が行える体制や、猟友会と連携した捕獲体制を構築する。 兵庫県立総合射撃場で銃猟所持者を対象に安全講習会及び射撃技能検定を受講し、技術の向上を図る。また、わな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進める。</p>
令和8～10年度	サル、クマ、タヌキ、	<p>1 捕獲機材の導入 専用の箱わな等の捕獲機材を増設・更新する。</p> <p>2 鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保</p>

	ヌートリア、アライグマ、アナグマ、ハクビシ、カラス、カワウ、サギ	<p>集落内での狩猟免許（わな）取得を推奨し、集落で餌やり、見回りなど一連の捕獲作業が行える体制や、猟友会と連携した捕獲体制を構築する。</p> <p>兵庫県立総合射撃場が実施する担い手集合研修等に参加し、捕獲技術の向上を図る。</p>
令和8～10年度	クマ、イノシシ	<p>1 捕獲機材の導入 防護盾等、緊急銃猟に必要な機材を導入する。</p> <p>2 鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保 兵庫県立総合射撃場で緊急銃猟に必要な射撃技術、判断力、法令知識等に関する資質向上のため研修を受講する。</p> <p>夜間銃猟安全管理講習を受講して修了証を取得し、夜間の銃猟に備える。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p>
<p>[シカ]</p> <p>県の第3期ニホンジカ管理計画（R4）の捕獲目標である年間捕獲目標46,000頭、養父市有害捕獲目標頭数2,860頭（養父市最低捕獲目標頭数3,740頭－R6狩猟期捕獲頭数876頭）であるが、近年の捕獲実績等を勘案して目標頭数を2,300頭とし、その目標を達成するため、11月15日～3月15日においては、兵庫県による狩猟期シカ捕獲拡大事業を活用し、狩猟期以外の全期間、被害状況及び地域要望に応じ、箱わな、囲いわな、くくりわな、銃猟による捕獲を実施し、年間を通じた取組が可能となるようにする。</p>
<p>[イノシシ]</p> <p>県の第3期イノシシ管理計画（R4）では、本州部地域では平成25年度から捕獲圧が維持されたことから県全体として農林業被害が減少しているのと同様、本市の被害は若干減少している。また、豚熱の影響もあり、生息数も減少していると思われることを踏まえて、捕獲目標頭数は250頭に設定する。なお、人の日常生活圏に侵入している、または侵入する恐れが大きい等、緊急銃猟の4条件がそろった場合は、緊急銃猟を実施する。</p>
<p>[クマ]</p> <p>県の第2期ツキノワグマ管理計画（R4）に基づき、ゾーニング管理、誘引物の除去、侵入経路の刈り払い、生息環境の整備、電気柵等による防御、追払い等を実施した上で、効果が期待できない場合、必要に応じて有害捕獲を実施する。なお、人の日常生活圏に侵入している、または侵入する恐れが大きい等、緊急銃猟の4条件がそろった場合は、緊急銃猟を実施する。</p>
<p>[サル、ヌートリア、アライグマ、アナグマ、タヌキ、ハクビシ、カラス]</p> <p>専用捕獲檻又は小型捕獲檻（箱わな）での捕獲を行う。なお、捕獲に当た</p>

っては、地域からの要望に応じて、わな猟による年間を通じた取組が可能となるようにする。

[カワウ]

円山川本流は、但馬内の市町が協力して広域捕獲を実施する。支流は、市が猟友会の協力を得て捕獲活動を実施する。

[サギ]

コロニーを作らせないようにドローン、爆竹等で追い払う。コロニー化するまでに巣を撤去する。コロニー化後も、必要に応じて巣を撤去する。また、サギ被害の実態を把握する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ	2,300頭	2,300頭	2,300頭
イノシシ	250頭	250頭	250頭
クマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
サル	必要最小限	必要最小限	必要最小限
アナグマ	200頭	200頭	200頭
タヌキ	100頭	100頭	100頭
ヌートリア	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カラス	250羽	250羽	250羽
カワウ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
サギ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

捕獲等の取組内容

狩猟期を除いた期間は、主に箱わな、囲いわな、くくりわなを活用し、被害農地等の周辺で実施する。シカ、イノシシについては、銃器による一斉捕獲、小班による捕獲を地域要望に基づき、市内全域を対象として実施する。また、猟友会と協議の場を設け、捕獲手段、時期、場所等の最善策について検討する。

特定外来生物などの小動物については、箱わなを使用した捕獲を行うが、わな猟免許取得の推進を図り、より積極的な捕獲のための体制づくりに取り組む。

カラスは、専用の捕獲檻を猟友会に貸し出し、重点地域を対象に実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	アナグマ、タヌキ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ・イノシシ	ワイヤーメッシュ柵、金網柵、電気柵 L=6,000m	ワイヤーメッシュ柵、金網柵、電気柵 L=6,000m	ワイヤーメッシュ柵、金網柵、電気柵 L=6,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ・イノシシ	<p>養父市野生動物被害対策推進協議会が購入した防護柵については、同協議会と農会等が契約により農会等が適正に管理することを義務付ける。また、農会等所有の防護柵は、農会等が自主的に見回り点検、補修を行う。</p>		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

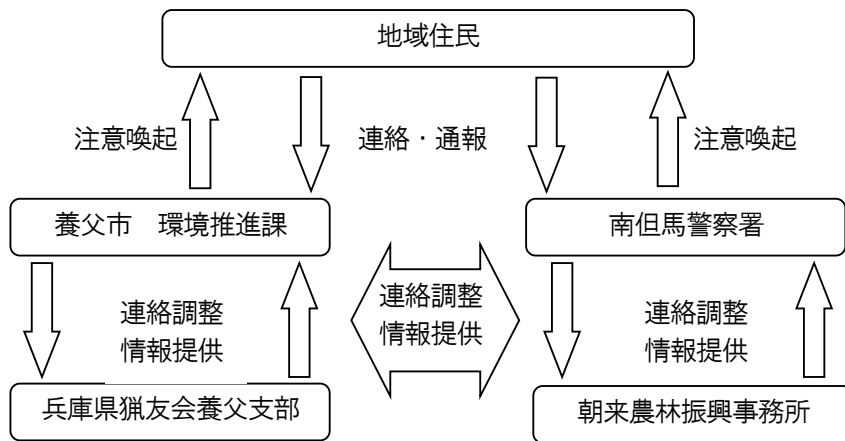
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～10年度	シカ、イソ、クマ、サル、ヌートリア、アライグマ、アナグマ、タヌキ、ハクビシ、カラス、カワウ、サギ	<p>集落環境の整備（林縁部の間伐・下刈りによる見通しの良化など）や無意識の餌付け行為をしない意識付けのための注意喚起（餌場としての価値の低減）、技術普及、可能な範囲での追払い等、集落ぐるみの獣害対策について指導する。</p> <p>県民緑税を活用した「野生動物共生林整備（バッファゾーン整備、共生林整備）」や「針葉樹林と広葉樹林の混交整備」や森林環境税（譲与税）を活用した養父市環境保全型森林整備事業補助金により、野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林整備を図る。また、地域住民が行う「住民参画型森林整備」を支援する。</p> <p>クマ等を寄せ付けないための放任果樹の伐採に取り組む。</p> <p>サギが群れを作る場所でドローン、爆竹等による追払いを実施する。また、被害住民が煙火研修に参加することを支援する。</p>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
養父市環境推進課	住民の安全確保、関係機関との連絡・調整、情報収集・提供、広報、緊急銃猟時の対応
朝来農林振興事務所	関係機関との連絡・調整、情報収集・専門知識の提供、緊急銃猟時における情報共有、応援
南但馬警察署	住民の安全確保、地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報、緊急銃猟時における情報共有、応援
兵庫県猟友会養父支部	対象鳥獣の捕獲、追払い

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

[シカ・イノシシ]

可能な限り食肉等としての利用を推進するが、食肉等に活用できないものについては、猟友会と関係農会等の協力により埋設処分を行う。

[ツキノワグマ]

有害捕獲許可等により捕獲し、殺処分した個体は、捕獲者が適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	令和6年度実績 ニホンジカ 249 頭 令和8年度～令和10年度目標 ニホンジカ 350 頭
ペットフード	上質なジビエを使ったペットフードの製造販売
皮革	シカ革製品など新たな製品開発を推進する。

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	骨製品、角製品など新たな製品開発を推進する。
--------------------------------------	------------------------

(2) 処理加工施設の取組

約12%のジビエ率(249頭/2,043頭、R6.4~11有害期間実績)を向上させ、シカの有効活用を図るため、民間のシカ肉処理加工施設を支援する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工施設における新たな担い手の育成・確保のためジビエOJT研修を支援する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	養父市野生動物被害対策推進協議会
構成機関の名称	役割
兵庫県猟友会養父支部	有害鳥獣の捕獲に関する情報提供及び捕獲、後継者育成
養父市農業委員会	農地等に関する情報提供、助言、指導
養父市農会長会	被害情報の提供、防護・捕獲対策の実施
養父市森林組合	生息環境整備
兵庫県森林動物研究センター	鳥獣の生息状況、生態、生息環境等の情報提供、鳥獣対策の技術指導、クマ捕獲時の対応
兵庫県朝来農林振興事務所	学識経験者(アドバイザー) 野生動物共生林整備等の森林整備指導、生息地(森林)管理手法の検討・支援、クマ錯誤捕獲時の対応、緊急銃猟時の応援
兵庫県朝来農業改良普及センター	学識経験者(アドバイザー)
兵庫県朝来土地改良センター	学識経験者(アドバイザー)
民間企業(ジビエ関連)	シカ肉の有効活用の推進
養父市	事務局、総合調整、後継者育成

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
たじま農業協同組合	営農面からの被害防止対策の推進
兵庫県農業共済組合但馬支所	農作物被害の補償について迅速に対応

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

【実施隊が行う被害防止施策】

- ・ 有害鳥獣の捕獲及び追払い活動
- ・ 集落等への被害防止対策に係る啓発活動及び指導
- ・ 侵入防護柵設置に係る現地調査及び助言
- ・ 被害発生地域の調査、巡回及び指導
- ・ 有害鳥獣の被害防止施策の推進
- ・ 緊急銃猟時の捕獲活動

【規模、構成】

兵庫県猟友会養父支部の狩猟免許所持者 8 名及び養父市職員で鳥獣被害対策実施隊を編成する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

当該計画の対象鳥獣以外の鳥獣による被害が多発するなど、当該計画が新たな状況に対応できなくなった場合は、県（森林動物研究センター及び朝来農林振興事務所）と連携・協議し、技術的な対策指導を得ながら、効果的な対策の実施に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

養父市森林整備計画において市内全域の森林を、シカを対象鳥獣とした鳥獣害防止森林区域に設定した。鳥獣害防止方法については、シカから直接造林地を守るため防護柵を設置し、必要に応じて情報収集や実施箇所の調査・巡回に努めることとしている。

野生イノシシの豚熱（CSF）への感染が確認されているため、発生地域から 10km 圏内（以下、「感染確認区域」という。）で有害捕獲を行う場合は、以下の必要な防疫措置をとる。

- (1) 捕獲個体は、原則すべて感染区域外に持ち出さない。
- (2) 捕獲個体は、感染確認検査に協力する。
- (3) 感染確認区域内は、原則銃猟を禁止し、わな猟に限定する。
- (4) 感染確認区域内から現場を離れるときは、その都度、必要な消毒作業を行う。

ただし、上記（3）の銃猟禁止については、令和 5 年 8 月 25 日付の兵庫県通知等により、銃猟区域を柔軟に判断する。